

参考資料

周波数オークションに関する懇談会 事務局

目次

1	導入目的	
2	払込金の法的性格	
	租税、公物占用料等について	1
3	収入の用途	
	特別会計、特定財源、特別の資金	2
4	対象範囲	
	現行電波法の競願処理の対象無線局に関する規定	3
5	制度設計	
	(1)懸念事項を解決するためにどのような方策をとるべきか。	
	ドイツにおけるオークション	4
	広帯域PCSオークション(Cブロック)	5
	第3世代携帯電話サービスの状況	7
	携帯電話料金の内外価格差	8
	ドイツにおけるLTEオークション(2010年)	10
	(2)具体的な実施方法をどのようにすべきか。	
	オークションの類型整理	11
6	二次取引	
	米国におけるオークションで取得した電波の転売の例(710～716MHz及び740～746MHz)	12
7	電波利用料との関係	
	周波数オークションを実施した場合の電波利用共益事務費用に相当する費用の負担の在り方	13
	電波利用料の用途(電波利用共益事務)	14
	オークション収入と電波利用に伴う手数料等との関係	15
8	免許制度との関係	
9	その他	
	我が国における外資規制の現状①無線局免許	16
	我が国における外資規制の現状②対内投資規制	17

租税、公物占用料等について

	定義	制度趣旨	根拠規定
租 税	国家が特別の給付に対する反対給付としてではなく、公共サービスに必要な資金を調達する目的で、法律に基づいて私人に課する金銭給付(金子『租税法(第15版)』8頁)	担税力に着目して公共サービス一般に必要な資金を調達するもの	・所得税法 ・法人税法 等
公物占用料	(公物について)特定人の利益のために特権が設定されることに鑑み、その利益に対する反対給付として、一時的に又は継続して定期的に徴収する金銭(美濃部『日本行政法 下』834頁)	(以下の2つの考え方がある) ①公物の特許使用によって使用者が受ける利益を徴収する(対価説)、又は、 ②公物の特許使用によって増加する管理費の一部を徴収する(報償説)	・道路法39条 ・河川法32条 等
電波利用料	電波の適正な利用の確保に関し総務大臣が無線局全体の受益を直接の目的として行う事務(電波利用共益事務)の処理に要する費用の財源に充てるために免許人等が納付すべき金銭(電波法103条の2第4項)	電波利用共益事務の費用を受益者である免許人等に負担させるもの	電波法103条の2
特許料及び特許権以外の工業所有権の登録料	特許権、商標権、意匠権、実用新案権等の工業所有権を発生させるため又は維持するために支払う料金(知的財産権用語辞典編集委員会『知的財産権用語辞典』176、186頁)	収支相償の原則に基づき工業所有権行政に必要な費用を受益者の負担によりまかなうもの	・特許法107条 ・商標法40条 ・意匠法42条 ・実用新案法31条 等
行政上の手数料	国若しくは地方公共団体又はこれらの機関が他人のために行う公の役務に対し、その費用を償うため又は報償として徴収する料金(林ほか『法令用語辞典(第6次改訂版)』515頁)	行政サービスの提供に要する実費を、当該役務を受ける者に負担させるもの	・電波法103条 ・特許法195条 等

特別会計、特定財源、特別の資金

1 特別会計

国の会計のうちある特定の行政目的を達成するために特定の歳入を以て特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理される部分 (杉村章三郎「財政法〔新版〕」より)

(参考) 財政法(昭和22年法律第34号)第13条第2項における特別会計の設置要件

「国が特定の事業を行う場合、特定の資金を保有してその運用を行う場合その他特定の歳入を以て特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に限り、法律を以て、特別会計を設置するものとする。」

2 特定財源

税制上は用途が特定されていないが、財政上の措置として、その税収の全部又は一部が特定事業の財源に充てることとされている租税 (金子宏「租税法〔第四版〕」より)

(注) 目的税については、同書において「最初から特定の経費に充てる目的で課される租税」と定義されている。

3 特別の資金

一会計年度内に消費し尽くすことを予定せず、一般の現金と区分して保有、運用され、主として歳計外で経理される金銭 (小村武「〔三訂版〕予算と財政法」より)

(注) 同書においては、「その受払いが歳入歳出外で処理されることが資金の本質的要素」とされ、総計予算主義(一会計年度の国の各般の需要を充たすための現金の支払を歳出とし、国の各般の需要を充たすための支払の財源となるべき現金の収納を歳入とし、すべての歳入歳出を予算に編入しなければならないとすること)の例外をなすことが「資金の重要な特色」と記されている。

現行電波法の競願処理の対象無線局に関する規定

○電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)

(免許の申請)

第六条 (略)

2~6 (略)

7 次に掲げる無線局(総務省令で定めるものを除く。)であつて総務大臣が公示する周波数を使用するものの免許の申請は、総務大臣が公示する期間内に行わなければならない。

一 電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動する無線局(一又は二以上の都道府県の区域の全部を含む区域をその移動範囲とするものに限る。)

二 電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動しない無線局であつて、前号に掲げる無線局を通信の相手方とするもの

三 電気通信業務を行うことを目的として開設する人工衛星局

四 基幹放送局

8 (略)

ドイツにおけるオークション

ドイツにおける3Gオークション(2000年)に落札されその後政府に返却された周波数が、2010年のLTEオークションで割り当てられたところ。
その落札額の比較は以下のとおり。

周波数帯	2000年 (3Gオークション)	2010年 (LTEオークション)
1900.1-1905.1 MHz ※アンペアバンド	約63億円	約65億円
1930.2-1940.1MHz及び2120.2- 2130.1MHz ※ペアバンド	約8,400億円	約223億円
1950.0-1959.9 MHz及び2140.0-2149.9 MHz ※ペアバンド	約8,300億円	約171億円

広帯域PCSオークション（Cブロック）

（概要）

- ・ 周波数帯：1.8GHz～1.9GHz帯（合計30MHz幅） ・ 免許数493（全米を493に区分）
- ・ 中小事業者のみ対象とした、PCS（携帯電話）用オークション
- ・ 落札価格が高騰し、免許の返還、事業者の倒産、倒産した事業者の免許の帰属をめぐる長期に及ぶ訴訟等の問題が生じた。

（オークション実施後の経過）

1995.12～1996.5 オークション実施（総落札額約100億ドル）

※終了後に頭金不払いで18の落札が無効になり、7月に再オークションを実施。その後も、支払方法の変更等の請願が寄せられる。



1998.4 FCCは免許落札者に対し、分割払いの支払い開始期限を延長し、支払方法の変更や免許の返還等を認める救済措置を決定。

1998.6 オークションの最高金額落札事業者ネクストウェーブ社（総落札額47億ドル）が、資金調達難から破産。FCCは、ネクストウェーブ社が落札した免許を返還させようとしたが、免許の帰属をめぐる同社との訴訟に発展。



1999～2000

救済措置によって返還された周波数や破産事業者が落札した周波数の再オークション実施

※破産事業者が落札した周波数のうちネクストウェーブ社が保持する周波数の免許は、訴訟解決後に有効になる条件付でオークションされた。訴訟が長期化し、FCCとネクストウェーブ社、再オークション落札事業者は和解交渉を進めていたが、和解案への議会の同意が得られず、2002年にFCCは落札者の入札取消しを認めた。



広帯域PCSオークション（Cブロック）



2003.1 最高裁でネクストウェーブ社との訴訟におけるFCCの敗訴確定。

⇒ ネクストウェーブ社の免許保持が認められ、同社は免許の一部をシンギュラー社に14億ドルで売却（2003年9月）。



2004.4 FCCとネクストウェーブ社の和解成立

（主な和解内容）

✓ ネクストウェーブ社は保持する免許の少なくとも90%をFCCに返却し、
免許、金銭合わせて計40億ドル相当をFCCに支払う。

※ 免許の返却分を24億ドル相当とみなし、ネクストウェーブ社からシンギュラー社への免許の売却代金の一部（7.14億ドル）がシンギュラー社からFCCに直接支払われたため、ネクストウェーブ社が実際に支払った現金は8.86億ドル（1995～1996年のオークションで支払った頭金5億ドルを含む）。



2005.1 ネクストウェーブ社から回収した免許を含むオークション実施（総落札額約20.4億ドル）

同年 ネクストウェーブ社は、保持する残りの免許の一部を、ベライゾン社に約30億ドルで売却。

- ✓ 最初のオークション実施（1995～1996）から再オークション（2005）までに約9年を要した。
- ✓ 免許の売却（転売）により、ネクストウェーブ社は多くの利益（約28億ドル）を得た。
- ✓ ネクストウェーブ社が当初のオークションで落札した免許について、FCCが最終的に回収した金額は、最初のオークションで同社が落札した額よりも少なくなった。

第3世代携帯電話サービスの状況

	第3世代携帯比率
日本	87.16%
米国	47.15%
英国	35.97%
フランス	28.08%
ドイツ	32.74%
韓国	85.44%

(注)全携帯電話に占める第3世代携帯電話の比率(2008年末)

総務省「ICT基盤に関する国際比較調査報告書」(2010年3月)より

(参考)日・英・独における第3世代携帯電話サービス導入期間

	サービス開始に要した期間 (事業者の平均)
日本	1年11ヶ月
英国	3年11ヶ月
ドイツ	3年10ヶ月

(注)オークション落札(日本については予備免許)からサービス開始までの期間

ドイツについては、落札事業者6社中、2社がサービス開始せずに撤退している。

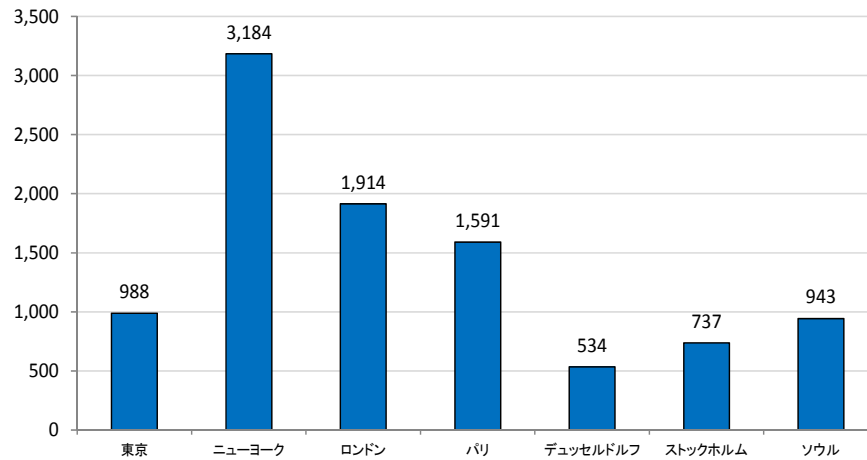
(参考)サービス開始に要した期間は、事業者の年次報告書等からサービス開始時期を引用した上で算出

携帯電話料金の内外価格差 その1

1 音声のみ利用

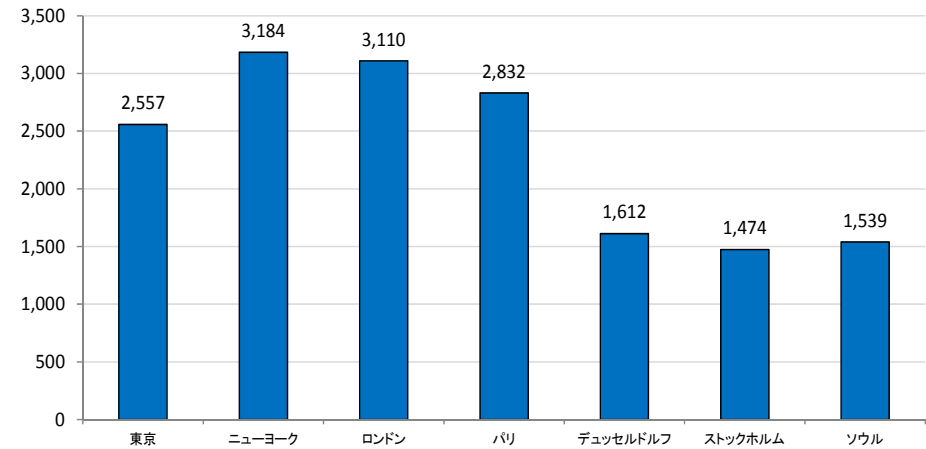
(1) 低利用者(音声月21分)

(円/月)



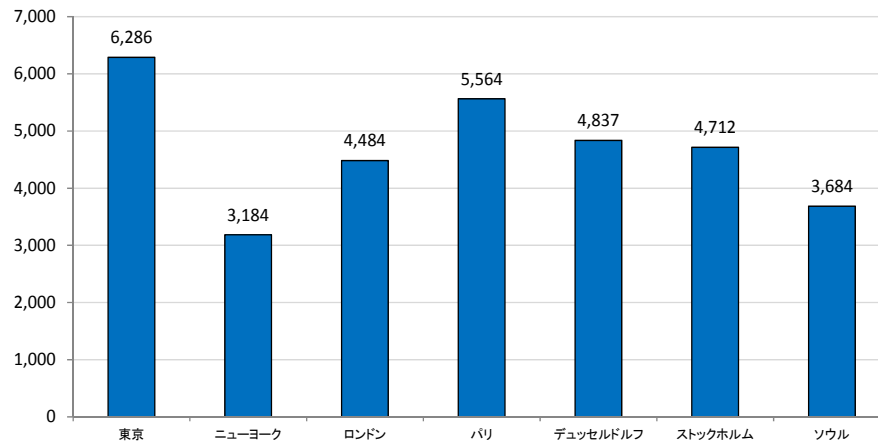
(2) 中利用者(音声月122分)

(円/月)



(3) 高利用者(音声月565分)

(円/月)

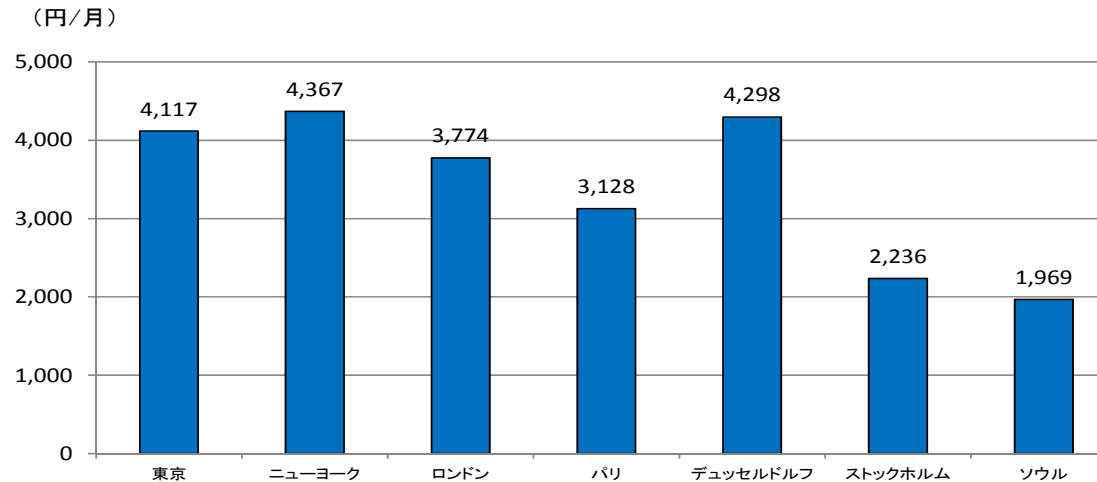


(出典) 総務省『平成22年度 電気通信サービスに係る内外価格差に関する調査』(平成23年6月)

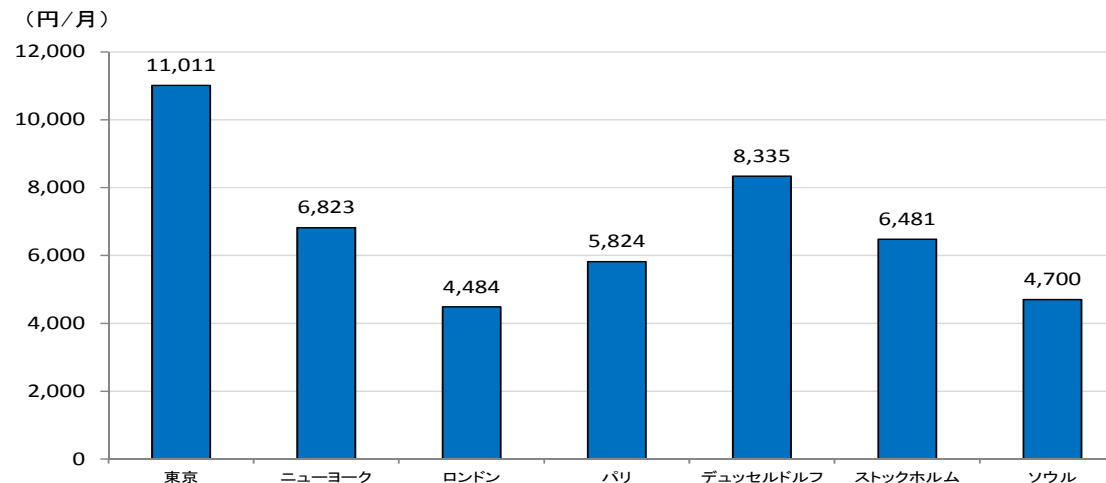
携帯電話料金の内外価格差 その2

2 音声・メール・データ利用

(1) 一般ユーザ(音声月122分・メール月290通(うち発信115通)・データ月16,000パケット)



(2) ヘビーユーザ(音声月565分・メール月865通(うち発信340通)・データ月1,661,000パケット)



(出典) 総務省『平成22年度 電気通信サービスに係る内外価格差に関する調査』(平成23年6月)

ドイツにおけるLTEオークション(2010年)

●落札結果

周波数帯	ブロック	各事業者の落札結果			
		ボーダフォンD2	テレフォニカ O2Germany	テレコム Deutschland	E-Plus
800MHz帯 (計60MHz)	6ブロック	○	○	○	×
1.8GHz帯 (計50MHz)	5ブロック	×	×	○	○
2.0GHz帯 (計58.8MHz)	6ブロック	○	○	×	○
2.6GHz帯 (計190MHz)	24ブロック	○	○	○	○
全体 (約360MHz)	41ブロック	12 €14億2千万 (約1,610億円)	11 €13億7千万 (約1,560億円)	10 €13億 (約1,470億円)	8 €2億8千万 (約320億円)

※為替レートはオークション終了時のものを使用。

●参加事業者の概要

事業者名	ボーダフォンD2	テレフォニカ O2Germany	テレコムDeutschland	E-Plus
グループ売上高 (2009年度)	約£445億 (約6兆7000億円)	約€567億 (約7兆3900億円)	約€646億 (約8兆4100億円)	約€135億 (約1兆7600億円)
移動体通信の国内シェア	2位	4位	1位	3位

オークションの類型整理

オークション前

オークション中

オークション後

制度設計

保証金・銀行
保証書の提出

公開性

公開型

封印型

入札方法

競上げ型

競下げ型

入札の連続性

単一
ラウンド型

複数
ラウンド型

複数対象物の入札

同時型

逐次型

入札活動ルールの設定

払込金額の決定方法

ファーストプライス型

セカンドプライス型

入札の
指標

金額

売上の一定割合等

入札の可否
パッケージ

組み合わせ型

非組み合わせ型

政策上の必要性

落札金の支払

一括支払

分割支払

免許期間

有期限

無期限

優遇措置
(専用入札枠等)

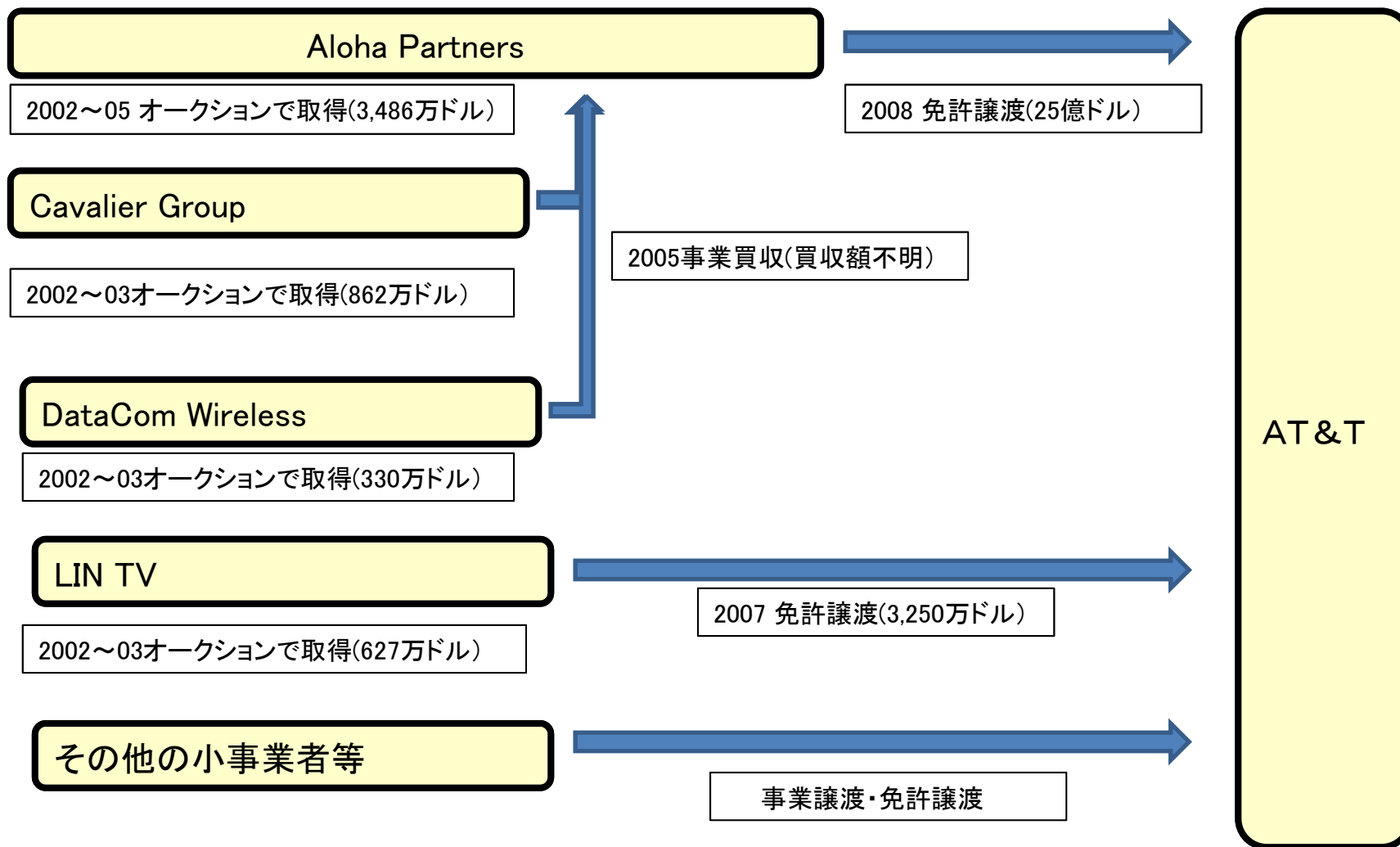
最低落札額の設定

入札ブロック数の制限

優遇措置(中小企業の割引等)

米国におけるオークションで取得した電波の転売の例 (710～716MHz及び740～746MHz)

○米国では、オークション落札価格約5千万ドルの周波数が25億ドルで転売される等の事例あり。



※ 取得額等については、FCCウェブサイト等に掲載された数字を元に記載

電波利用料制度の概要

- ✦ 電波利用料は、不法電波の監視等の電波の適正な利用の確保に関し、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務（電波利用共益事務）の処理に要する費用（電波利用共益費用）に充てるものとして、その事務の受益者である無線局の免許人等に対して負担を求めるもの
- ✦ 電波利用料制度は少なくとも3年ごとに見直すこととされており（電波法附則第14項）、3年を1期間としてその期間に必要と見込まれる電波利用共益費用を同期間中に見込まれる無線局で負担するものとして、料額を検討し決定
- ✦ 電波利用共益事務の内容（電波利用料の用途）は電波法第103条の2第4項に具体的に限定列挙

主な用途

- 不法電波の監視
- 総合無線局監理システムの構築・運用
- 電波資源拡大のための研究開発等
- 電波の安全性調査
- 携帯電話等エリア整備事業
- 電波遮へい対策事業
- 地上デジタル放送への円滑な移行のための環境整備

等

電波の適正な利用の確保 （電波利用共益事務）

3年毎の見直し

電波利用料の支払 （免許人等による費用負担）

主な無線局免許人

- 携帯電話事業者
- 放送事業者
- 衛星通信事業者
- 電力事業者
- アマチュア無線

等

電波利用料の使途（電波利用共益事務）

電波利用料の使途は、「電波の適正な利用の確保に関し、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用」の財源に充てるものとして使途の明確化を担保するため、電波法第103条の2第4項において限定列挙されている。

＜電波法第百三条の二第四項＞

この条及び次条において「電波利用料」とは、次に掲げる電波の適正な利用の確保に関し総務大臣が無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用（同条において「電波利用共益費用」という。）の財源に充てるために免許人等、第十項の特定免許等不要局を開設した者又は第十一項の表示者が納付すべき金銭をいう。

- 一 電波の監視及び規正並びに不法に開設された無線局の探査
- 二 総合無線局管理ファイル（全無線局について第六条第一項及び第二項、第二十七条の三、第二十七条の十八第二項及び第三項並びに第二十七条の二十九第二項及び第三項の書類及び申請書並びに免許状等に記載しなければならない事項その他の無線局の免許等に関する事項を電子情報処理組織によって記録するファイルをいう。）の作成及び管理
- 三 周波数を効率的に利用する技術、周波数の共同利用を促進する技術又は高い周波数への移行を促進する技術としておおむね五年以内に開発すべき技術に関する無線設備の技術基準の策定に向けた研究開発並びに既に開発されている周波数を効率的に利用する技術、周波数の共同利用を促進する技術又は高い周波数への移行を促進する技術を用いた無線設備について無線設備の技術基準を策定するために行う国際機関及び外国の行政機関その他の外国の関係機関との連絡調整並びに試験及びその結果の分析
- 四 電波の人体等への影響に関する調査
- 五 標準電波の発射
- 六 特定周波数変更対策業務（第七十一条の三第九項の規定による指定周波数変更対策機関に対する交付金の交付を含む。）
- 七 特定周波数終了対策業務（第七十一条の三の二第十一項において準用する第七十一条の三第九項の規定による登録周波数終了対策機関に対する交付金の交付を含む。第十項及び第十一項において同じ。）
- 八 電波の能率的な利用に資する技術を用いて行われる無線通信を利用することが困難な地域において必要最小の空中線電力による当該無線通信の利用を可能とするために行われる次に掲げる設備（当該設備と一体として設置される総務省令で定める附属設備並びに当該設備及び当該附属設備を設置するために必要な工作物を含む。）の整備のための補助金の交付その他の必要な援助
 - イ 当該無線通信の業務の用に供する無線局の無線設備及び当該無線局の開設に必要な伝送路設備
 - ロ 当該無線通信の受信を可能とする伝送路設備
- 九 前号に掲げるもののほか、電波の能率的な利用に資する技術を用いて行われる無線通信を利用することが困難なトンネルその他の環境において当該無線通信の利用を可能とするために行われる設備の整備のための補助金の交付
- 十 電波の能率的な利用を確保し、又は電波の人体等への悪影響を防止するために行う周波数の使用又は人体等の防護に関するリテラシーの向上のための活動に対する必要な援助
- 十の二※ テレビジョン放送（人工衛星局により行われるものを除く。以下この号において同じ。）を受信することのできる受信設備を設置している者（デジタル信号によるテレビジョン放送のうち、静止し、又は移動する事物の瞬間的映像及びこれに伴う音声その他の音響を送る放送（以下この号において「地上デジタル放送」という。）を受信することのできる受信設備を設置している者を除く。）のうち、経済的困難その他の事由により地上デジタル放送の受信が困難な者に対して地上デジタル放送の受信に必要な設備の整備のために行う補助金の交付その他の援助
- 十一 電波利用料に係る制度の企画又は立案その他前各号に掲げる事務に附帯する事務

※第十の二号は、附則第15項により「当分の間」有効とされている規定。

オークション収入と電波利用に伴う手数料等との関係

国	電波利用に伴う手数料等	内容	オークション払込金との併課
米	行政手数料	FCCの規制活動(執行活動、規則制定、情報提供サービス、国際活動)に係る費用の回収 (電気通信法 § 9(a)(1))	○
英	無線電信免許料	周波数の賃貸料的性格	※オークション払込金は無線電信免許料の一種 (2006年無線電信法 § 12~14)
独	周波数割当手数料	割当に係る費用の回収 (電気通信法 § 142(2))	×
	周波数保護分担金	周波数監理費用の回収(周波数の効率的利用のための測定、試験及び共同研究等にかかる費用) (電気通信法 § 143(1))	○
仏*	管理料	周波数監理費用の回収 (デクレ2007-1532 § 2)	未定
	使用料	・周波数の賃貸料的性格 ・周波数利用により得ている便益の還元	未定
韓	周波数割当代価	・基幹電気通信事業、総合有線放送事業及び伝送網事業に係る周波数の割当に対する経済的代価 ・放送・通信の振興に充当 (電波法 § 11)	— ※オークション払込金は周波数割当代価の一種 (電波法 § 11)
	電波使用料	・周波数監理費用の回収 ・一部を放送・通信の振興に充当 (電波法 § 67)	○ ※ただし、周波数割当代価を納付した場合には30%減額 (電波法施行令第89条第2項第2号)

*地上移動通信(2G、3G、LTE)の割当ての際には、使用料のみが徴収される。

我が国における外資規制の現状①無線局免許

- 電波法では、電波資源が有限稀少であることから、自国民優先利用の考えに基づき、無線局免許について外資規制を実施。ただし、一定の無線局免許については、適用を除外。

原則

- 次のいずれかに該当する者には、無線局の免許を与えない。(電波法第5条第1項)
 - ① 日本の国籍を有しない者、外国政府又はその代表者、外国の法人又は団体(以下「外国人等」という。)
 - ② 法人又は団体であって、外国人等が代表者であるもの又は外国人等がその役員の3分の1以上若しくは議決権の3分の1以上を占めるもの

例外①適用除外

- 次に掲げる無線局については、外資規制を適用しない。(電波法第5条第2項)
 - ① 実験等無線局
 - ② アマチュア無線局
 - ③ 外国の船舶・航空機に開設する無線局
 - ④ 特定の固定地点間の無線通信を行う無線局
 - ⑤ 外国公館の公用無線局
 - ⑥ 陸上移動用無線局及びその基地局
 - ⑦ 電気通信業務用無線局
 - ⑧ 電気通信業務用人工衛星の制御用無線局

例外②地上基幹放送局

- 地上基幹放送をする無線局については、以下の外資規制を実施。(電波法第5条第4項)
 - ① 外国人等
 - ② 法人又は団体であって、外国人等が業務を執行する役員であるもの又は外国人等がその議決権の5分の1以上を占めるもの
 - ③ 法人又は団体であって、外国人等が直接に占める議決権の割合と外国人等が日本の法人又は団体を通じて間接に占める議決権の割合とを合算した割合がその議決権の5分の1以上を占めるもの

我が国における外資規制の現状②対内投資規制

- 外為法では、対外取引の自由を原則としつつ、必要最小限の管理又は調整を行うという基本的考えに立ち、「国の安全」「公の秩序」「公衆の安全」等の観点から、対内投資規制を実施
- 具体的には、外国投資家が国の安全を損なうおそれがあるもの等として政令で定める一定の業種に対する対内直接投資等を行おうとするときは、事前届出義務を課し、国があらかじめ審査

外国投資家

(法第26条第2項)

- ① 非居住者
- ② 外国法令に基づく法人・団体
- ③ 外国に主たる事務所を有する法人・団体
- ④ ①～③による直接・間接の合計の議決権保有比率が50%以上の会社
- ⑤ 非居住者が役員・代表権ある役員のいずれかの過半数を占める法人・団体

対内直接投資等

(法第26条第2項)

- ① 上場会社株式の10%以上の取得
- ② 非上場会社株式・持分の取得
- ③ 事業目的の実質的な変更についての同意(株式会社の場合、1/3以上の議決権保有が条件)
- ④ 一定規模で行う1年超の貸付け(銀行等によるもの、日本法人(「外国投資家」の類型④⑤)を通じた本邦通貨によるものを除く) 等

日本企業

(対象業種:政令第3条第2項第1号)

- ① 国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになるおそれがある対内直接投資等に係る業種(注)
- ② OECD資本移動自由化規約の規定に基づき、我が国が留保している対内直接投資等に係る業種

(注)財務大臣及び事業所管大臣が定めることとされており、「情報通信業」も対象となっている

固定電気通信業、移動電気通信業、インターネット附随サービス業、公共放送業、民間放送業、有線放送業

[日本標準産業分類に基づく]

事前届出

- 届出の受理から30日間は投資を行ってはならない
- 財務大臣・事業所管大臣が審査の必要性を認めるときは、投資禁止期間を4か月まで延長可能
- ①国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来さないか、②我が国経済の円滑な運営に著しい悪影響を及ぼさないか等について審査
- 審査の結果、国の安全を損なうおそれ等があると認めるときは、投資内容の変更・中止を勧告
- 外国投資家が勧告を応諾しないときは、財務大臣・事業所管大臣が投資内容の変更・中止を命令

(法第27条) 17